

靈感商法(開運商法)に関する 消費生活トラブルについて

全国的に悪質な勧誘による寄付や契約に関する消費生活トラブルが報告されています。

【事例1】

- 知り合いの女性に「あなたの病気が心配。病気が治る。お金はかからない」と言われ、連れて行かれた先で「浄霊」され、入会金を求められた。最低1万円は払えと言われ、1万円支払った。もらったパンフレットには意味が分からないことが書いてあり、怪しいと感じている。

【事例2】

- 占い師に姓名判断をしてもらったら、「字画が良くないので、今後悪いこと起こる。印鑑を買って、毎日先祖のためにお祈りすることが必要。」と言われ、印鑑を購入させられた。その後も、次々と商品を勧められている。

【事例3】

- 雑誌の広告を見て、プレスレットを購入した。後日、販売業者から電話があり、「運気が悪いので祈禱をした方がよい」と言われ、高額な料金を請求された。断ると、「家族が病気になる」などと脅すようなことを言われた。



被害に遭わないためのポイント

- 誰でも多少の不安や悩みを抱えています。お金を払ったからといって運気が上がったり、将来がよくなるわけではありません。
- 少しでも不審に思ったら、すぐに家族や信用できる友人、お住まいの市町の消費生活相談窓口や消費生活センターに相談しましょう。



一人で悩まず、まずは相談

大切なのは、すぐに相談することです。

困ったり、不安になったときは、一人で抱え込まず

「消費者ホットライン☎188」までお電話を!

『泣き寝入りは いやや(188)!!』で覚えてね

三重県消費生活センター
啓発キャラクター
「ダンコムシ」



三重県消費生活センター

三重県津市栄町1-954 三重県栄町庁舎3階

相談電話 ☎059-228-2212

月～金 / 9:00～12:00

13:00～16:00

祝日・振替休日、12月29日～1月3日を除く

三重県消費生活センター
ホームページにリンク

悪質な寄付の未然防止、被害者の救済を 図るための法律が施行されました

旧統一教会をめぐる問題を受けて、悪質な寄付を未然に防止し、被害の拡大を防ぎ、救済につなげるため、「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」、「消費者契約法の一部を改正する法律」が令和5年1月5日に施行されました。

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律について

法人等の配慮義務

法人等は寄附の勧誘を行うに当たり、寄付者の自由な意思を抑圧しないようにすること・寄付者やその家族などの生活の維持を困難にしないようにすること・寄付される財産の使途を誤認させるおそれがないようにすることなどに配慮が必要です。



法人等の禁止事項

法人等は寄付の勧誘に際し、靈感等による知見を用いた告知をするなど、不当勧誘行為で寄附者を困惑させてはなりません。また、寄付のために、居住用の建物などの処分をさせてはなりません。



寄付や取り消しについて

不当な勧誘により困惑して寄附の意思表示をした場合は取り消すことができます。また、扶養義務等に係る定期金債権(婚姻費用・養育費等)を有している家族は、本人の寄附の取消権等について、将来債権を保全するために債権者代位権を行使することができます。

消費者契約法の改正内容について(改正:赤字部分)

取り消し要件

消費者は、事業者が次に掲げる行為をしたことにより困惑し、契約の申込みやその承諾の意思表示をしたときは、取り消すことができます。

- ① 当該消費者又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、
- ② そのままでは**現在生じ**、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安あり、
- ③ 又は**そのような不安を抱えていることに乗じて**、その重大な不利益を回避するためには、当該消費者契約を締結することが必要不可欠である旨を告げること

取り消しの期間

- ① 追認をすることができるときから**3年**(改正前1年)
- ② 契約締結時から**10年**(改正前5年)
- ③ **改正前における契約の取消権について時効が完成していないものは適用**